亀岡市高校生まなび応援のための支援金支給要綱

(趣旨)

- 第1条 市長は、高等学校等に在学する生徒等の教育に係る経済的 負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、修学 に要する経費に対し、予算の範囲内において亀岡市高校生まなび 応援のための支援金(以下「支援金」という。)を支給する。 (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 各号に定めるところによる。
 - (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等をいう。
 - (2) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に 規定する大学、第115条に規定する高等専門学校、第124 条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校をい う。
 - (3) 保護者等 法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。 (受給資格)
- 第3条 支援金は、法第3条第1項に規定する受給資格を有する者 のうち、同条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学 支援金を支給されない生徒等の保護者等であり、かつ、次の各号 のいずれにも該当する者に支給する。
 - (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
 - (2) 保護者等が生計を維持している高等学校等に在学する者(以下「算定対象高校等在学者」という。)及び保護者等が生計を維持している大学等に在学する者(申請年度の4月1日時点で22歳未満の者に限る。以下「算定対象大学等在学者」という。)の数が2以上であること。
 - (3) 市税を滞納していないこと。
- 2 支援金は、申請年度の12月1日時点で前項に規定する受給資格の要件を満たしていない者に対しては支給しない。

(受給資格の認定)

- 第4条 受給資格の認定を受けようとする者は、年度ごとに市長が 指定する期日までに、亀岡市高校生まなび応援のための支援金受 給資格認定申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて 市長に提出し、前条に規定する受給資格を有することについての 認定を受けなければならない。
 - (1) 算定対象高校等在学者又は算定対象大学等在学者が高等学校 等又は大学等に在学していることが分かる書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査 の上、認定の可否を決定し、その結果を亀岡市高校生まなび応援 のための支援金受給資格認定(不認定)通知書(別記第2号様式) により受給資格の認定申請を行った者に通知するものとする。 (支援金の額)
- 第5条 支援金の額は、前条第2項の規定による資格認定を受けた 保護者等(以下「認定保護者等」という。)が申請年度内の各月 において、第3条第1項に規定する受給資格の要件を満たした月 に支払った算定対象高校等在学者(算定対象大学等在学者がおら ず、かつ、算定対象高校等在学者の数が2以上の場合にあっては、 2人目以降の算定対象高校等在学者)の在学する高校等(以下 「在学高校等」という。)の授業料の月額(授業料の額が年額そ の他月額以外の方法により定められている場合にあっては、授業 料の月額に相当するものとして高等学校等就学支援金の支給に関 する法律施行規則 (平成22年文部科学省令第13号。以下「法 施行規則」という。)第5条第1項で定めるところにより算定し た額をいい、受給権者が授業料の減免を受けた場合にあっては、 法施行規則第5条第2項で定めるところにより当該授業料の月額 から当該減免に係る額を控除した額をいう。)に相当する額(そ の額が在学高校等の設置者、種類及び課程の区分に応じて高等学 校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第 112号)で定める額(以下「支給限度額」という。)を超える 場合にあっては、支給限度額)とする。
- 2 前項の規定により支援金の額を算定する場合において、保護者 等が月の途中に本市に転入した場合は転入日の属する月から支

払った授業料の月額に相当する額を、月の途中に本市から転出した場合は転出日の属する月の前月までに支払った授業料の月額に相当する額を支給の対象とする。

(支給申請等)

- 第6条 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が指定する期日までに、亀岡市高校生まなび応援のための支援金支給申請書兼請求書(別記第3号様式。以下「支給申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 算定対象高校等在学者又は算定対象大学等在学者が高等学校等又は大学等に在学していることが分かる書類
 - (2) 保護者等が授業料を負担したことが分かる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する期限までに支給申請書の提出が行われなかった場合、認定保護者等が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を 審査の上、まなび応援支援金の支給の可否を決定し、その結果を 亀岡市高校生まなび応援のための支援金支給(不支給)決定通知 書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(支給の取消し及び返還)

第8条 市長は、申請者が虚偽又は不正な手段により支援金の支給 を受けたと認めたときは、支給の決定を取り消し、又は既に支給 した支援金があるときは、当該支援金の全部又は一部を返還させ ることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この要綱は、告示の日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

(宛先) 亀岡市長

申請者 住 所 (保護者等) 氏 名 電話番号

亀岡市高校生まなび応援のための支援金受給資格認定申請書

年度亀岡市高校生まなび応援のための支援金の受給資格の認定を受けたいので、亀岡市高校生まなび応援のための支援金支給要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 12月1日時点の状況

/	3 - 11 - 3 ////	- 1/1/1/	<u>. </u>							
保護者等										
氏名(続柯	写)		生年月日			住所				
※申請者			年	月	B	亀岡市				,
	(本	:人)	+	Л	Н	电闸巾				
	()	年	月	日					
	·学等在学者 \	7 は 1	L 人目の算定対象	高校	等在学績	<u>×</u>				
氏名(続桐		(100 1)	生年月日		4.17.1	住所				
VIII (II)	/		, , , , , ,	-	-	122771				
	()	年	月	日					
	学校名									
在学学校								第		学年
	在学(予定)	期間	:	年	,	月 から	年	月	まで	
2人目以降	4の算定対象語	§校等	在学者							
氏名(続柯	写)		生年月日			住所				
	()	年	月	日					
	学校名									
								第		学年
在学学校			教育学校の場合			・ 定時制				
			/ =====================================				言制学科			
- t /t !-!-	在学(予定)	期間		年		月から	年	月	まで	
氏名(続材	<u>4)</u>		生年月日			住所				
	()	年	月	日					
	学校名									
								第		学年
在学学校			教育学校の場合) 昼間学科			・ 定時制学科 ・ 通信	・ 通信制 言制学科			
	在学(予定)	期間	:	年		月 から	年	月	まで	

2 承諾欄

亀岡市高校生まなび応援のための支援金の受給資格の認定申請のため、市が私及び上記の者の住民基本台帳並びに市税の課税状況及び納付状況を確認することについて同意します。 保護者等 氏名

3 添付書類

□ 算定対象高校等在学者又は算定対象大学等在学者が高等学校等又は大学等に在学している ことが分かる書類

氏名

- □【申請年の1月1日以降に亀岡市に転入された方】申請年度及び前年度の課税証明書 □【申請年の前年1月1日から12月31日に亀岡市に転入された方】前年度の課税証明書
- □【申請年の前年1月1日から12月31日に亀岡市に転入された方】前年度の課税証明書 - ※課税証明書は、以前にお住まいの市区町村で取得してください。
- □ その他市長が必要と認める書類

 第
 号

 年
 月

 日

様

亀岡市長

印

亀岡市高校生まなび応援のための支援金受給資格認定(不認定)通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市高校生まなび応援のための支援金受給 資格認定申請については、亀岡市高校生まなび応援のための支援金支給要綱第4条第2項の規定 により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 認定

認定保護者等							
支給の対象となる 算定高校等在学者							
在学高校等				第		学年	
支給対象期間	年	月	日から	年	月	日まで	
支給予定額					円		
支給の対象となる 算定高校等在学者							
在学高校等				第		学年	
支給対象期間	年	月	日から	年	月	日まで	
支給予定額					円		

2 不認定 理由

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から試算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することが認められる場合があります。

(宛先) 亀岡市長

申請者 住 所 (保護者等) 氏 名 電話番号

亀岡市高校生まなび応援のための支援金支給申請書兼請求書

年度亀岡市高校生まなび応援のための支援金の支給を受けたいので、亀岡市高校生まなび応援のための支援金支給要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請するとともに支援金の支給を請求します。

記

1 支給申請

> 4.1 E 1 E14					
支給の対象と	氏名 2	生年月日			
なる算定対象 高校等在学者			年	月	田
在学高校等	学校名	穿		学年	
1 7 1 2	(高等学校・中等教育学校の場合) 全日制 (専修学校の場合) 昼間学科 ・ 夜間等		詩制 ・ 通信制	通信制 学科	訓
授業料支払期間	年 月 日から	年	月	日まで	で
授業料支払額	円 (授業料			円/月	月)

2 支援金請求額及び振込先

請	求	額					円		
金融機関名		月夕		銀 行 農 協	支店		預金種別		
		引力		信用金庫		火 冶	普通 ・ 当座		
					フリガナ				
	座 番	号			口座名義人				
(⊨	(申請者と口座名義人が異なる場合は記入してください。)								
				委	任 状				
禾	仏は、_			を代理人と	と定め、上記6	の受領に関する権	権限を委任します。		
							年 月 日		
	(宛先)	亀岡	岡市会計管理者						
				申請者(例	R護者等)	氏名			

3 添付書類

	章定対象高校等在学者又は算定対象大学等在学者が高等学校等又は大学等に在学し	ている
٦	とが分かる書類	

- □ 保護者等が授業料を負担したことが分かる書類
- □ 振込先の分かるもの(通帳の写し等)
- □ その他市長が必要と認める書類

 第
 号

 年
 月

 日

様

亀岡市高校生まなび応援のための支援金支給(不支給)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市高校生まなび応援のための支援金支給申請については、亀岡市高校生まなび応援のための支援金支給要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 支給の決定

支給の対象となる 算定対象高校等在学者						
在学高校等				第	学	年
支給対象期間	年	月	日から	年	月	日まで
支 給 額					円	

2 不支給の決定

理由